

佐賀大学医学部長候補者選考規程に関する取扱いについて

(平成17年8月24日教授会決定)

佐賀大学医学部長候補者選考規程第18条に基づき、佐賀大学医学部長候補者の選考に関する取扱いを、以下のとおり定める。

規程第3条（学部長候補者の資格）関係

「学部長候補者は、原則として医学部の専任の教授のうちから選考するものとする。」とあるのは、学部長候補者選考を行う時点において、医学部教授経験者の国立大学法人佐賀大学の理事である者も含むものとする。

なお、上記取扱いにより学部長候補者を選考する場合は、教授ポストの措置等を行うことを条件とし、選考された者は、「国立大学法人佐賀大学教員選考基準」及び「佐賀大学医学部教員選考規程」によって医学部専任教授の選考が行われたものとする。